

議案第六号

港区立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例について

令和五年一月二十三日

港区教育委員会

令和5年1月23日
教育委員会議案資料 No. 4

港区立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例（案）

港区立幼稚園の保育料に関する条例（昭和二十二年港区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改める。

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

港区立幼稚園の保育料に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(入園できる者)</p> <p>第一条 港区立幼稚園に入園できる者は、次に掲げる要件を満たす幼児とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 保護者が当該幼児について子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十条第一項の規定により、原則として、同法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する旨の認定を受けていること。</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、令和五年四月一日から施行する。</p>	<p>(入園できる者)</p> <p>第一条 港区立幼稚園に入園できる者は、次に掲げる要件を満たす幼児とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 保護者が当該幼児について子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十条第一項の規定により、原則として、同法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する旨の認定を受けていること。</p> <p>(後略)</p>

令和5年1月23日
教育委員会議案資料 No. 4 - 3

学 務 課

港区立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例について

審議内容

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号。以下「整備法」といいます。）の施行に伴い、港区立幼稚園の保育料に関する条例の規定を整備するため、一部を改正します。

1 改正理由

こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）の施行により、令和5年4月1日に、内閣府の外局としてこども家庭庁が設置されることとなりました。

また、こども家庭庁の設置に伴う整備法の施行（令和5年4月1日）により、子ども・子育て支援法の規定の整備がされます。

整備法の施行に伴い、条例で引用している子ども・子育て支援法の条項番号の変更が生じるため、港区立幼稚園の保育料に関する条例の改正を行います。

2 改正内容

第一条第二号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改正。

3 施行期日

令和5年4月1日

4 今後のスケジュール（予定）

令和5年2月中旬 令和5年第1回定例会 保健福祉常任委員会で一括審議
令和5年4月1日 施行